

千葉県子ども・若者支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する者に対し、法第15条第1項に規定する関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、「千葉県子ども・若者支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する調査・研究、研修、広報・啓発に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、こども未来部長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、代表者会議の議長を務める。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(子ども・若者支援調整機関)

第4条 法第21条第1項の規定に基づき、子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、こども未来局こども未来部健全育成課（以下「健全育成課」という。）を指定する。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 協議会に関わる事務の総括及び連絡調整に関する事項
 - (2) その他、協議会の運営及び支援を円滑に推進するために必要な事項

(子ども・若者指定支援機関)

第5条 法第22条第1項の規定に基づき、子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として、特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちばを指定する。

2 指定支援機関は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 調整機関と連携の上、構成機関等が行う支援の状況の把握及び必要な支援の実施に関する事項
- (2) その他、協議会の運営及び支援を円滑に推進するために必要な事項

(会議)

第6条 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

2 代表者会議は、構成機関等の代表者（構成機関等に該当しない子ども・若者分野について学識経験を持つ者で会長が指定する者を含む。）で構成し、協議会の基本的な運営方針についての検討や、情報の共有及び支援のあり方についての協議等を行う。

3 実務者会議は、構成機関等の実務者等により構成し、個別ケース検討会議で問題となったケースの、定期的な支援状況の進行管理や対応策の検討等を行う。

4 個別ケース検討会議は、構成機関等の内、個別のケースに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある担当者により構成し、第2条第2号に規定する支援の具体的な内容を検討する。

5 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の開催)

第7条 代表者会議は、原則として年1回開催し、会長が招集する。

2 実務者会議は、原則として年2回開催し、会長が招集する。

3 個別ケース検討会議は、必要に応じて随時開催し、指定支援機関が招集する。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の構成員及び第6条第5項の規定により会議に出席した者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健全育成課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

千葉県こども未来局こども未来部長
千葉県環境生活部県民生活・文化課子ども・若者育成支援室
千葉県警千葉県警察部
千葉公共職業安定所
千葉市教育委員会学校教育部教育支援課
千葉市教育センター
千葉市経済農政局経済部雇用推進課
千葉市高校等補導連絡会
千葉市こころの健康センター
千葉市こども未来局こども未来部健全育成課
千葉市こども未来局こども未来部こども家庭支援課
千葉市東部児童相談所
千葉市西部児童相談所
千葉市小学校長会
千葉市生活自立・仕事相談センター
千葉市青少年育成委員会会長会
千葉市青少年サポートセンター
千葉市青少年相談員連絡協議会
千葉市青少年補導員連絡協議会
千葉市中学校長会
千葉市発達障害者支援センター
千葉市ひきこもり地域支援センター
千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課
千葉市保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課
千葉市保健福祉局保護課
千葉市保健福祉センターこども家庭課
千葉法務少年支援センター
千葉地方法務局人権擁護課
千葉市保護司会連絡協議会
千葉市民生委員児童委員協議会
千葉市養護教育センター
ちば地域若者サポートステーション
特定非営利活動法人 KHJ 千葉県なの花会
NPO 法人フォレストエコー
特定非営利活動法人道草の家
特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば
NPO 法人千葉こども家庭支援センター
一般社団法人マザーズ・コンフォート
その他、会長が指定する関係団体等